

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業 年度等	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(二) 令二・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1	円	区 分		国外所得対応分		①のうち 非課税所得分	
当期 の法人 税額 の 控除 限度 額 の 計 算	当期の法人税額 (別表一「4」-別表六(五)の二「5」の③) (別表十七(三)の十二「1」) (マイナスの場合は0)	2		当期のその他の 加算 源泉 所得 に係る 減 算 の 計 算	21	円		円	
	所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	3		納付した控除対象外国法人税額	22				
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		交際費等の損金不算入額	23				
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四「26」の①)	5		貸倒引当金の戻入額	24				
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6			25				
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7			26				
	計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			27				
	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9			28				
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10			29				
	(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11			30				
	非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	12			31				
	(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13			小 計	32			
	(8) × 90%	14			貸倒引当金の繰入額	33			
	調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15				34			
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(15)}{(8)}$	16				35			
	法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額)	17				36			
	法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18				37			
	法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19				38			
	当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20				39			
						40			
						41			
						小 計	42		
						計 (21)+(32)-(42)	43		

Ⅱ 地 方 法 人 税 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細 書							
当 期 の 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (1)	44	円	地 方 法 人 税 額 の 計 算	課 税 標 準 法 人 税 額 (別 表 一 「 4 」)	47	円 000	
法 人 税 の 控 除 限 度 額 (16)	45			$\begin{aligned} & (47) \times (4.4\% \text{ 又 は } 10.3\%) - ((\text{別表六(五)の二)「5」の③}) + \\ & (\text{別表十七(三)の十二「1」}) - (47)) \text{ と } 0 \text{ の うち 多 い 金 額 } \\ & \text{ (マ イ ナ ス の 場 合 は } 0 \text{) } \end{aligned}$	48		
				地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 $(48) \times \frac{(15)}{(8)}$	49		
差 引 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (44) - (45)	46			外 国 税 額 の 控 除 額 ((46) と (49) の うち 少 な い 金 額)	50		